

(表3) 平成26年度立入検査 文書指摘事項 (具体例)

項目	指摘事項	件数
1 資格に関すること	<p data-bbox="323 465 528 495">①水道技術管理者</p> <p data-bbox="355 517 1272 757">水道法第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。</p> <p data-bbox="323 786 528 815">②布設工事監督者</p> <p data-bbox="355 837 1272 1016">水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合においては、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていなかったため、すべての布設工事において指名を行うこと。</p> <p data-bbox="355 1039 1272 1196">水道法第12条第2項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせる場合は、同法施行令第4条の規定に基づく布設工事監督者の資格を有する者でなければならないが、貴水道事業においては資格を有しない者が監督業務を行っていた事例が見受けられたため、同法施行令第4条の規定に基づく資格を有する者に監督業務を行わせること。</p>	4
2 認可等に関すること	<p data-bbox="323 1328 400 1357">①認可</p> <p data-bbox="355 1379 1272 1581">水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、現在給水人口が認可給水人口を上まわっているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可の取得若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。</p> <p data-bbox="323 1610 448 1639">②各種届出</p> <p data-bbox="355 1662 1272 1818">水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は平成26年2月に代表者である市長が交代したにもかかわらず、その届出を行っていなかったため、早急に届け出ること。</p> <p data-bbox="355 1841 1272 1998">水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届け出がなされていなかったため、早急に届け出ること。</p>	18

項目	指 摘 事 項	件数
	<p>③給水開始前検査</p> <p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、導水管布設替え工事を実施したにもかかわらず届出がなされていなかったため、早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に給水開始前検査を実施すること。</p>	3
3	水道施設管理に関すること	0
4	衛生管理に関すること	4
	<p>①健康診断</p> <p>水道法第21条第1項の規定による定期の健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等は行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場、配水池等に頻繁に出入りする可能性のある水道技術管理者が受診していなかったため、すみやかに、健康診断を受診すること。</p> <p>水道法第31条において準用する第21条第1項の規定による定期の健康診断は、同法施行規則第52条において準用する第16条第1項の規定により、おおむね6箇月ごとに行わなければならないが、貴水道用水供給事業においては、一部の職員の健康診断が適切に行われていなかったため、おおむね6箇月ごとに定期の健康診断を行うこと。</p>	2
	<p>②衛生上の措置</p> <p>水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の水道施設についてこれらの防護措置を講じていなかったため、汚染防止対策の徹底を図ること。</p> <p>水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、裏門が開放されていて、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。</p>	2

項目	指 摘 事 項	件数
5	水質検査に関すること	11
	①採水地点	0
	<p data-bbox="357 409 504 443">②水質検査計画</p> <p data-bbox="357 510 1267 618">水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。</p> <p data-bbox="357 723 1278 853">水道法施行規則第52条において準用する第15条第7項の規定に基づき、各号に定める事項を水質検査計画に記載しなければならないが、貴水道用水供給事業においては、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項など、水質検査の実施の際に配慮すべき事項を水質検査計画に記載していなかったため、適切に記載をすること。</p>	7
	<p data-bbox="357 936 568 969">③水質検査（その他）</p> <p data-bbox="357 1037 1262 1196">水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、「アルミニウム及びその化合物」及び「蒸発残留物」については、水質基準値の1/5を超過しており、検査回数を減ずることができないため、施行規則第15条第1項第3号イに定める検査回数とすること。</p> <p data-bbox="357 1294 1273 1424">水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条第1項第1号（イ）の規定に基づき、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行い、同法第20条第2項の規定に基づき、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成することとされているが、貴水道事業は異常がない場合の記録の作成を省略していたため、異常がなくとも記録を作成すること。</p> <p data-bbox="357 1518 1278 1648">水道法施行規則第15条の規定により、法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査のうち、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査について、貴水道事業では、一部の箇所において平日しか実施されておらず、水質基準を満たしていることが確認出来る体制になっていないことから、早急に改善し、1日1回以上の検査を行うこと。</p>	4
6	水質管理に関すること	1
	<p data-bbox="357 1821 1283 1951">水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、クリプトスポリジウム汚染のおそれの程度がレベル3の施設の一部において、必要とされる設備が設置されていなかったため、クリプトスポリジウム等対策指針に定める設備を整備すること。</p>	

項目	指 摘 事 項	件数
7	危機管理対策に関すること	0
8	<p data-bbox="355 405 504 439">①水質検査計画</p> <div data-bbox="355 456 1279 880"> <p data-bbox="355 506 1268 613">水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、事業年度の開始前に情報提供すること。</p> <p data-bbox="355 703 1279 837">水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p> </div> <p data-bbox="355 902 568 936">②住民対応（その他）</p> <div data-bbox="355 954 1279 1845"> <p data-bbox="355 999 1268 1133">水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p> <p data-bbox="355 1205 1279 1397">水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項を、同条第4号の規定に基づき、水道料金その他需用者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p> <p data-bbox="355 1469 1268 1576">水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は定期的に情報提供をしていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p> <p data-bbox="355 1671 1279 1827">水道法第31条において準用する第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p> </div>	